

「西ノ島町学校給食共同調理場に係る業務委託」募集要項

西ノ島町学校給食共同調理場設置条例第5条の規定に基づき、学校給食共同調理場の調理等業務を民間業者に業務委託します。

調理等業務を受託する民間業者の選定にあたっては、給食の質の保持と調理業務の衛生管理、安全性を確保するとともに、効率性を求めるため企画提案方式とし、次のとおり募集します。

1 施設の概要

施設名 西ノ島町学校給食共同調理場

場 所 西ノ島町大字美田 3515 番地

2 業務内容

別添「西ノ島町学校給食共同調理場に係る業務委託仕様書」のとおり。

3 委託期間 平成31年4月1日から5年間

4 応募資格

学校給食法の目的を理解し、教育の一環として児童・生徒に安全でおいしい学校給食の提供が円滑に実施できる事業者で、次の条件を満たすこと。

- (1) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (2) 過去3年以内に、学校給食法に基づく学校給食委託施設で、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の営業停止処分を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（昭和14年法律第154号）、民事再生法（昭和11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続きをしていない者であること。
- (4) 山陰地区（島根県・鳥取県）内に本支店のある者であること。

5 応募の手続き

この要項及び別添仕様書により、応募をしようとする事業者は、次により必要な書類を提出してください。

(1) 提出書類

- ① 「受託申込書」・・・様式1
- ② 定款又は寄付行為の写し及び登記簿の謄本（法人以外の団体にあつては会則等）
- ③ 当該団体の経営状況を説明する書類
- ④ 当該団体の業務内容を説明する書類
- ⑤ 国税及び地方税の納税証明書

- ⑥ 提案書（企画書・見積書（様式例あり））
- ⑦ 契約書の写し等調理実績を有していることを証する書類

- (2) 提出先 島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷544番地38
西ノ島町教育委員会 教育課
- (3) 提出日 平成30年11月15日（木）午後5時まで
- (4) 提出方法 郵送または持参してください。
- (5) 留意事項 提出された書類は、返却いたしませんのでご承知ください。
また、応募に係る経費は、すべて応募者の負担とし、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。
- (6) その他 詳細については、下記にお問い合わせください。
担 当：西ノ島町教育委員会 教育課 安藤夏子
TEL：08514-6-0171

6 現地説明会

応募者と協議して日時を決定します。

7 選定の流れ

- (1) 募集期間：平成30年10月1日（月）から平成30年11月15日（木）
 - * 受託希望者は別紙様式1「受託申込書」ほか提出書類を期限までに提出。
- (2) 提出書類をもとに書類審査を行います。（審査及び選定結果は別途通知します。）
- (3) 書類審査の結果をもとに必要ながあればヒアリングを実施します。（会場、日時は後日連絡します。）